

動物用医薬品の適正な流通と使用について

家畜の健康や畜産物の安全性の確保のためには、獣医師による適切な処方や投薬指導による動物用医薬品の適正使用が必要不可欠です。

要指示動物用医薬品とは

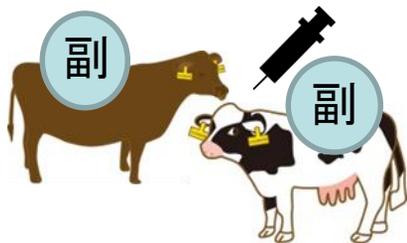
その使用期間中、獣医師の特別な指導を必要とする動物用医薬品

獣医師の指示を守らないと...

家畜に対して強い副作用が現れる！
肉、乳、卵に薬剤が残留してしまう！
病原菌が薬剤に耐性を持ってしまう！

農家へ損害！！

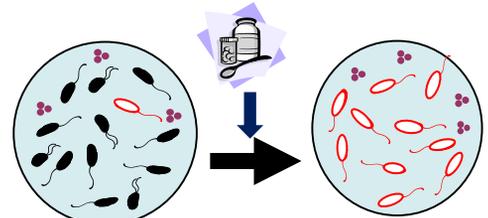
消費者の健康に害を及ぼすおそれ！！



副作用の発現



食品中への薬剤残留



抗菌剤があっても生存・増殖
(薬剤耐性菌)

薬剤耐性菌の発生

家畜に要指示動物用医薬品を投与する際は、獣医師の診察を受けた上で指示をもらい、販売業者に確認を受けてから購入しましょう。

動物用医薬品の主成分の他に、製造元や規格等について獣医師の指示があった場合は従いましょう。

東濃家畜保健衛生所

〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71

電話0573-26-1111 (内線393) FAX0573-25-7669

